

公益財団法人 日本陶磁器意匠センター

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陶磁器意匠センター（以下「当センター」という。）が受け入れる寄附金に関し、定款第42条第1項及び第4項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

2 第2条第1項に定める一般寄附金として寄附した寄附者、及び第2項に定める特定寄附金を寄附した寄附者を、定款第42条第1項に定める賛助会員に含めるものとする。ただし、定款第42条第3項（賛助会費の納入）を適用しないものとする。

(寄附金等の種類)

第2条 当センターが受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者により使途が予め特定された寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金等の取扱い)

第3条 一般寄附金については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。

2 本条第1項は、賛助会費についても準用する。

3 特定寄附金は、寄附者の指定した使途に使用するものとする。

(受け入れの制限)

第4条 寄附金等を受け入れることにより、当センターの業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、及び当センターが受け入れるには不相当と認められるときには、当該寄附金を受け入れることができない。

(受け入れ手続)

第5条 寄附の申し込みは、寄附申込書により受け付ける。

2 当センターは、前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第4条に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領証明書等を、寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、本規程第2条(寄附金の種類)に掲げる寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 当センターは、毎事業年度終了後3ヶ月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(制改定)

第9条 この規程の制改定は、専務理事が行い、その旨理事長及び監事に報告するものとする。

附 則

1 この規程は平成30(2018)年12月8日から施行する。